

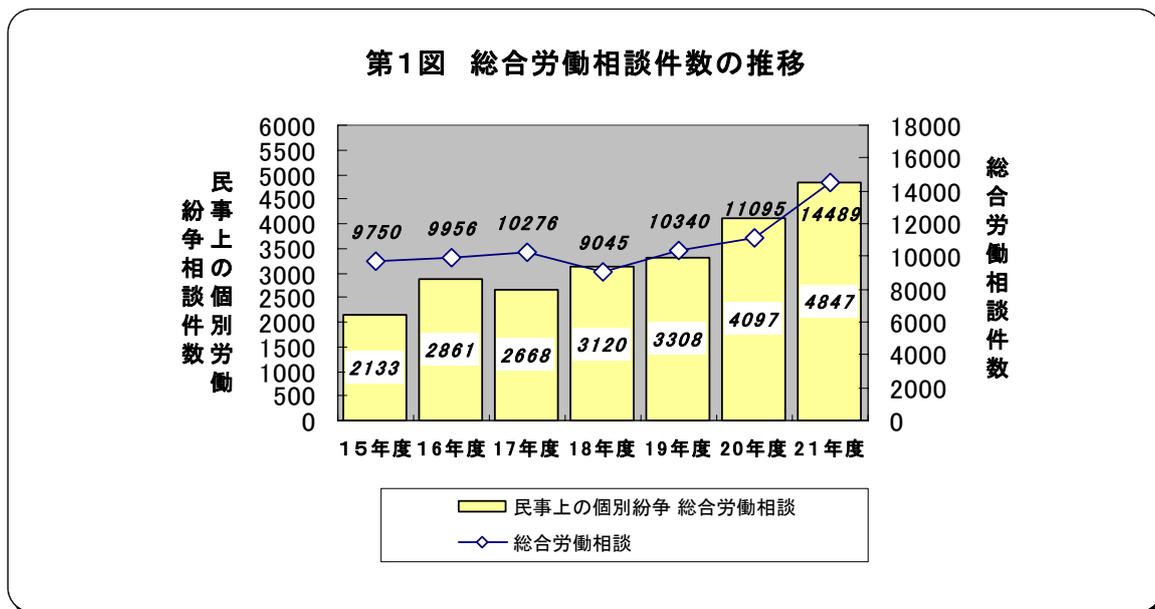


## 1. 相談受付状況

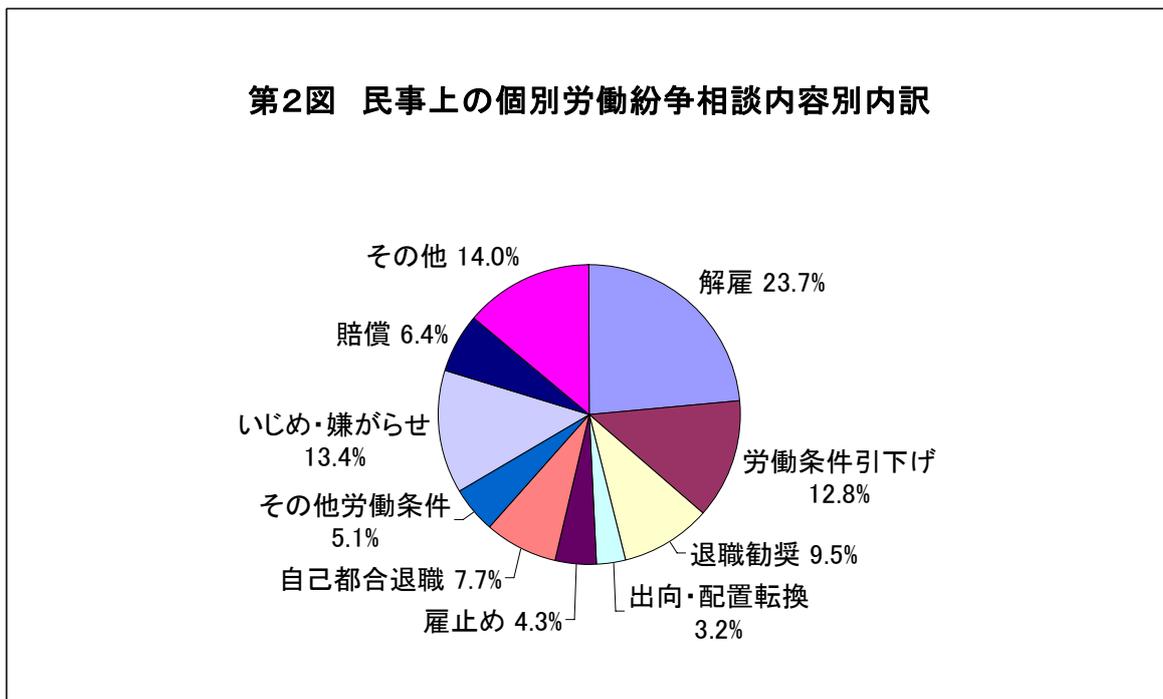
福島労働局では、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを県内10ヶ所（労働局企画室、全労働基準監督署9署内）に設置しているところであるが、平成21年度1年間に寄せられた相談は14,489件であった。

このうち、労働関係法令上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが4,847件であった。

年度ごとの推移をみると、増加傾向にある。（第1図）



民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、解雇に関するものが最も多く1,468件（23.7%）、いじめ・嫌がらせに関するものが826件（13.4%）、労働条件の引下げが791件（12.8%）と続いている。（第2図）



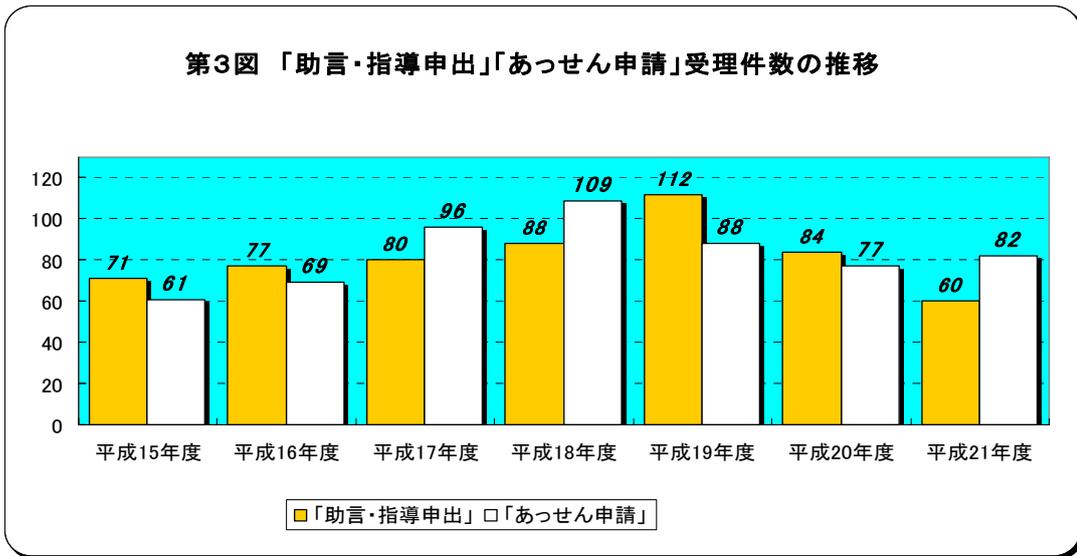
なお、解雇に関する相談は、34.9%増（平成20年度1,088件）、いじめ・嫌がらせに関する相談は27.5%増（平成20年度648件）、労働条件引き下げに関する相談

は24.6%増（平成20年度635件）となっている。

また、雇止めに関する相談は、平成21年度269件27.5%増（平成20年度211件）であり、いずれも相談件数の増加が著しい。

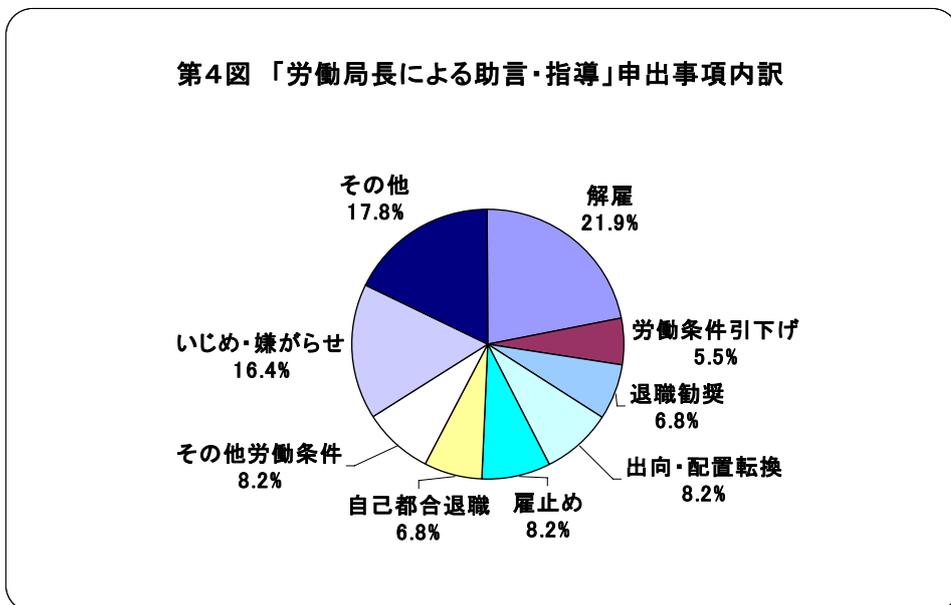
## 2. 都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの受付状況

平成21年度の当該制度に係る助言・指導申出件数は60件で、対前年度比28.6%減、あっせん申請受理件数は82件で、対前年度比6.5%増となっている。（第3図）



## 3. 都道府県労働局長による助言・指導の主な内容

助言・指導の申出の主な内容は、解雇に関するものが16件21.9%、いじめ・嫌がらせに関するものが12件16.4%、出向・配置転換に関するもの、雇止めに関するものが同数で6件8.2%、退職勧奨に関するもの、自己都合退職に関するものが同数で5件6.8%、労働条件の引下げに関するものが4件5.5%であった。（第4図）



助言・指導の申出は、全件、労働者から行われ、使用者からの申出はなかった。

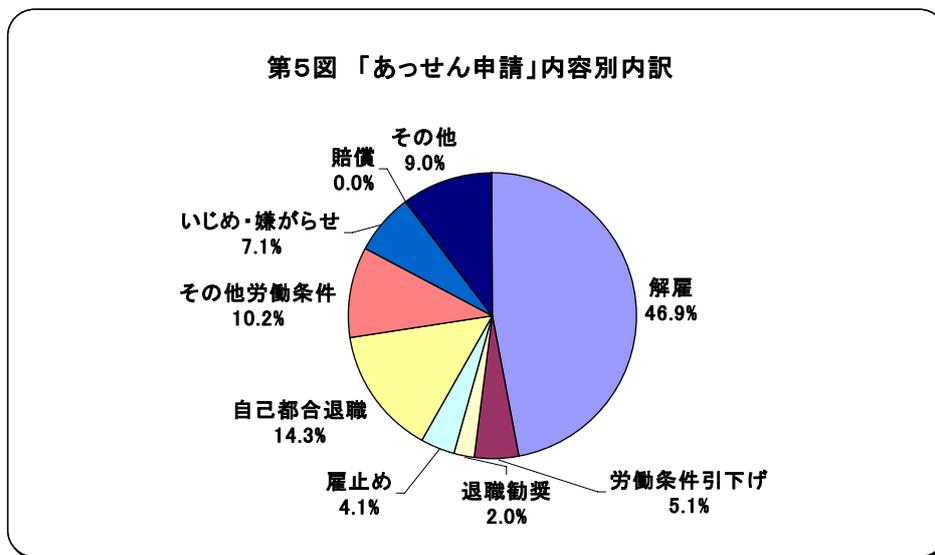
申出労働者の就労状況は、正社員が53.3%と最も多く、派遣労働者・期間契約社員21.7%、パート・アルバイトが13.3%であった。

労働組合のない事業所の労働者からの申出が88.3%であった。

#### 4. 紛争調整委員会によるあっせんの主な内容

あっせん申請の主な内容は、解雇に関するものが46件、46.9%と最も多く、次いで、自己都合退職に関するものが14件、14.3%、労働条件の引下げに関するものが5件、5.1%であった。

いじめ・嫌がらせに関するものは、7件、7.1%であった。（第5図）



申請人は、労働者が81件で98.8%と大半を占めるが、事業主からの申請も1件あった。労働者の就労状況は、正社員が66.7%と最も多く、派遣労働者・期間契約社員が12.2%、パート・アルバイトが17.1%となっている。

あっせん申請のあった事業所の90.2%が、労働組合のない事業所であった。

申請を受理した事案の処理状況は、平成21年度1年間に手続きを終了したものは84件である（平成20年度繰越し4件含む）。このうち、合意が成立したものは30件で35.7%、申請者の都合により申請が取り下げられたものは3件で3.6%、紛争当事者の一方が手続きに参加しない等の理由により、あっせんを打ち切ったものは51件で60.1%となっている。

処理に要した期間は、1ヶ月以内が79.8%、1ヶ月を超え2ヶ月以内が19.0%、2ヶ月を超え3ヶ月以内が1.2%となっている。

#### 【紛争調整委員会とは】

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

## 個別労働紛争解決制度の運用状況(概要) 福島労働局

(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

<b>1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談</b> 14,489 件					
相談者の種類 労働者 8,451 件 事業主 3,000 件 その他 3,038 件					
<b>2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数</b> 4,847 件					
①相談者の種類 労働者 3,562 件 事業主 595 件 その他 690 件					
②労働者の就労状況					
正社員	1,461 件	パート・アルバイト	591 件	派遣労働者	142 件
期間契約社員	387 件	その他・不明	2,266 件		
③紛争の内容 (合計 6,186 件 ※ 相談内容が複数にわたる事案があるため、相談件数より多い。)					
普通解雇	1,003 件	整理解雇	287 件	懲戒解雇	178 件
労働条件の引下げ	791 件	退職勧奨	587 件	出向・配置転換	195 件
雇い止め	269 件	自己都合退職	479 件	その他労働条件	314 件
いじめ・嫌がらせ	826 件	賠償	393 件	その他	864 件
<b>3. 福島労働局長による助言・指導の件数</b> 60 件 (労働者 60 件、事業主 0 件)					
(1) 助言・指導の申出の受付を行った件数 60 件					
①労働者の就労状況					
正社員	32 件	パート・アルバイト	8 件	派遣労働者	3 件
期間契約社員	10 件	その他・不明	7 件		
②紛争の内容 合計 73 件 (※申出内容が複数にわたる事案があるため、受付件数より多い。)					
普通解雇	5 件	整理解雇	6 件	懲戒解雇	5 件
労働条件の引下げ	4 件	退職勧奨	5 件	出向・配置転換	6 件
雇止め	6 件	自己都合退職	5 件	その他労働条件	6 件
いじめ・嫌がらせ	12 件	賠償	0 件	その他	13 件
(2) 助言・指導の手続を終了した件数 60 件					
終了の区分					
助言・指導を実施	60 件				
取下げ	0 件				
<b>4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数</b>					
(1) あっせんの申請の受理を行った件数 82 件 (労働者 81 件、事業主 1 件、双方 0 件)					
①労働者の就労状況					
正社員	54 件	パート・アルバイト	14 件	派遣労働者	3 件
期間契約社員	7 件	その他・不明	4 件		
②紛争の内容 合計 98 件 (※申請内容が複数にわたる事案があるため、受理件数より多い。)					
普通解雇	21 件	整理解雇	23 件	懲戒解雇	2 件
労働条件の引下げ	5 件	退職勧奨	2 件	出向・配置転換	1 件
雇止め	4 件	自己都合退職	14 件	その他労働条件	9 件
いじめ・嫌がらせ	7 件	賠償	0 件	その他	10 件
(2) あっせんの手続を終了した件数 84 件 (※ 年度越しの終了事案を含む)					
終了の区分					
当事者間の合意の成立	30 件	申請の取下げ	3 件		
打ち切り	51 件	その他	0 件		

## 個別労働紛争解決制度の運用状況(概要) 全国集計

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

<b>1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談</b>	<b>1,141,006件</b>				
相談者の種類					
労働者	689,779件	事業主	339,859件	その他	111,368件
<b>2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数</b>	<b>247,302件</b>				
①相談者の種類					
労働者	200,651件	事業主	29,035件	その他	17,616件
②労働者の就労状況					
正社員	115,670件	パート・アルバイト	42,792件	派遣労働者	12,126件
期間契約社員	22,651件	その他	54,063件		
③紛争の内容(合計281,901件 ※相談内容が複数にわたる事案があるため、相談件数より多い。)					
普通解雇	49,522件	整理解雇	13,202件	懲戒解雇	6,397件
労働条件の引下げ	38,131件	退職勧奨	26,514件	出向・配置転換	9,790件
雇止め	13,610件	自己都合退職	16,632件	その他の労働条件	27,790件
いじめ・嫌がらせ	35,759件	賠償	11,714件	その他	32,840件
<b>3. 都道府県労働局長による助言・指導の件数</b>					
(1) 助言・指導の申出の受付を行った件数	7,778件(労働者7,665件、事業主113件)				
①労働者の就労状況					
正社員	4,006件	パート・アルバイト	1,796件	派遣労働者	348件
期間契約社員	1,080件	その他	548件		
②紛争の内容 合計8,149件(※申出内容が複数にわたる事案があるため、受付件数より多い。)					
普通解雇	1,506件	整理解雇	336件	懲戒解雇	144件
労働条件の引下げ	918件	退職勧奨	719件	出向・配置転換	408件
雇止め	472件	自己都合退職	418件	その他の労働条件	844件
いじめ・嫌がらせ	1,000件	賠償	184件	その他	1,200件
(2) 助言・指導の手続を終了した件数	7,743件				
終了の区分					
助言を実施	7,531件	指導を実施	6件		
取下げ	154件	打切り	33件	その他	19件
<b>4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数</b>					
(1) あっせんの申請の受理を行った件数	7,821件(労働者7,658件、事業主146件、双方17件)				
①労働者の就労状況					
正社員	4,256件	パート・アルバイト	1,470件	派遣労働者	458件
期間契約社員	1,095件	その他	542件		
②紛争の内容 合計8,132件(※申請内容が複数にわたる事案があるため、受理件数より多い。)					
普通解雇	2,410件	整理解雇	837件	懲戒解雇	157件
労働条件の引下げ	709件	退職勧奨	607件	出向・配置転換	190件
雇止め	603件	自己都合退職	176件	その他の労働条件	628件
いじめ・嫌がらせ	1,045件	賠償	277件	その他	493件
(2) あっせんの手続を終了した件数	8,096件(※年度越しの終了事案を含む)				
終了の区分					
当事者間の合意の成立	2,837件	申請の取下げ	517件		
打切り	4,705件	その他	37件		

## 平成21年度 個別労働紛争解決制度の施行状況 (件数)

労働局	総合労働相談	民事上の 個別労働紛争相談	労働局長の 助言・指導申出	紛争調整委員会の あっせん申請
1 北海道	36,737	6,397	166	275
2 青森	11,040	2,324	78	41
3 岩手	9,952	2,699	89	52
4 宮城	20,760	4,506	92	85
5 秋田	10,692	2,841	108	100
6 山形	9,707	1,901	77	129
7 福島	14,489	4,847	60	82
8 茨城	21,386	4,912	148	162
9 栃木	14,455	3,383	119	168
10 群馬	18,314	4,803	115	102
11 埼玉	58,322	13,629	412	468
12 千葉	46,305	6,558	530	246
13 東京	130,550	29,107	626	1,702
14 神奈川	54,185	16,170	265	287
15 新潟	13,596	2,912	163	96
16 富山	10,326	1,943	69	68
17 石川	8,226	2,372	140	67
18 福井	6,821	1,672	53	72
19 山梨	6,687	2,096	48	48
20 長野	19,286	4,495	143	186
21 岐阜	17,542	4,425	61	78
22 静岡	40,194	4,679	267	206
23 愛知	87,874	12,219	398	431
24 三重	14,538	3,943	155	115
25 滋賀	11,757	2,266	116	120
26 京都	40,010	7,044	190	179
27 大阪	117,927	22,472	584	551
28 兵庫	63,967	13,645	261	213
29 奈良	9,389	1,797	71	160
30 和歌山	8,690	1,856	173	46
31 鳥取	4,791	1,197	26	26
32 島根	5,100	1,348	33	35
33 岡山	15,314	3,325	66	95
34 広島	39,907	9,251	196	149
35 山口	5,125	1,288	263	59
36 徳島	8,413	1,411	84	21
37 香川	7,993	1,282	99	11
38 愛媛	11,938	2,500	124	100
39 高知	5,933	1,209	43	51
40 福岡	43,348	9,289	83	232
41 佐賀	7,553	1,889	92	73
42 長崎	10,057	2,152	106	41
43 熊本	9,117	4,841	177	76
44 大分	5,605	2,402	100	77
45 宮崎	8,490	1,456	71	91
46 鹿児島	8,917	5,522	203	72
47 沖縄	9,681	3,027	235	77
計	1,141,006	247,302	7,778	7,821
平成20年度	1,075,021	236,993	7,592	8,457

## 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

### 1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

### 2 概要

#### (1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

#### (2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

#### (3) 都道府県労働局長による助言及び指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

#### (4) 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

#### (5) 地方公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

# 個別労働紛争解決システム

